

候處、自台徳公微妙公御婚禮の節、御拜領被成候。此外平野藤四郎・富田郷等不可枚擧。漢の富士茄子御茶入は、太閤より高德公御拜領也。牧溪の鶏の畫、爲名物の旨其證有之やの旨御尋有之候。兵部云。件の繪の事は世間流布の名物記にも載之、且喜山東山殿の印有之候條、可爲名物候か。元來一幅は酒井讃岐守殿空印御所持の處、或時空印御持參候て御合せ候處、表具迄も符合宗阿彌仕立候旨に付、則空印より被進候旨言上候。被仰出候は其儀尤御覺被成候。空印より被進候は、雌の様に被思召候。此時微妙公よりは空印老へ可被遣旨、互に御辭退良久しく有之由。此旨申聞候處、年寄中へも相尋可申上旨にて相尋候處、奥村伊豫并兵部は如御誑覺え申候。然共本多安房申候は、右空印老より參候は雄にて御座候。右の通り符合に付、御兩所相共に御辭退の所、空印被仰候は最早及老年候間、遺物と被思召候條にと有之、其上にて御留被遊候。其より以前於小松葭島御掛作、金森宗和へ御茶被下候。其節件の雌の方を被爲掛候由、言上有之候處、其節御茶の手前は何れにて候や、且相伴は誰にて候や御尋候處、相伴は安房と津田先々玄蕃正忠にて御座候。中村久越

馳走可仕旨被仰出、挨拶に罷出有之候。御茶は宗和手前御所望被遊、微妙公も御出座被遊、御茶も被召上候由言上す。空印より御懸物進上の時代は、大火事以前にて御十三歳頃頃に候やと思召候旨被仰出候處、尤大火事以前にて御座候。時代隨に覺え不申候。大様被仰出候御年齢と奉存候旨。其日稻葉美濃守殿も御出に候。是は御庭御見物有之度候由。其日御同道可有やの旨、小堀孫兵衛を以て空印老より被仰遣候由。いまだ御老中不被仰付以前にて候。扱又安房へ空印老、御盃被下候節、御盃を持ち御勝手へ退可申と仕候處、美濃守殿御出、安房盃御乞被成候に付拜伏いたし、猶可罷立と仕候處、微妙公不苦儀に候。慮外可仕旨被仰付時宜の處に、舟越伊豫守殿御座候故、伊豫守迄相渡候由。か様の儀迄は覺え候得共、時代はしかと覺え不申候由言上也。一、七月十六日、野田山父祖の墓所へ詣で、一詠露わけて消にし玉の跡とへば思ひみだる、野邊の下草

は七月廿七日也。右目錄月日の下に御名并御書判・御印章、繼目にも御印也。御押花の上印章の所、土師正庸へ御尋の處、久保故吉右衛門正被申候は、押花の右の肩宜敷旨也。當時押花之下に押者も有之候。是は不可然旨承候旨言上す。此説雖不足御信用、高辻帳に既に安房以下判印、皆以て土師申通りに仕候。因茲右の所に被押候。江府老中・寺社奉行中皆此通りの旨也。御疑は中華の印を押候所は、或は稱號の下、或は左の方也。右の肩に押儀は終に無之候。本朝の古案等には、印判有之證無之候由被仰出候由。

一、卯辰八幡宮奉納和歌

八月十五日、卯辰山八幡宮法樂和歌三首奉納之

源 昌 興

社頭月

秋にすむ月かけ清き石清水神の光もうつりますすらめ

湖上雁

夕霧のたてる堅田の浦つたふかりがね寒きにほの海づら

旅宿礎

草枕むすぶゆめ路にちかゝりし故郷とほくうつ掃衣かな

今宵清光満空。寄書丹直清招之。蓋爲賞月也。然るに依風氣不至。回章の端三首の古歌を書て贈れり。淋しさに哀れもいと増りけり一人ぞ月は見るべかり鬼

初夜以後浮雲隱月依之詠

木の間さへ障ると月に厭ひしを山の端つらき夜半の浮雲

又屢晴ければ

すみのぼる月にとはまし雲拂ふ風も今夜の名をや惜むと今宵なほ月の光のますかゞみうつる昔もくまなかりけりさやかなる今宵の月を簾の外に獨のこして誰かねなまし待えつる秋の半にすむつきのひかりにさはる雲霧もなしいかにして書もとどめむ此ごろの年に稀なる月の光りを宵の間は雲より雲に移りしがふけ行く空に月のさやけきうき雲を月にかけてとあらしふく山の端きよき秋の半空今宵猶あれにし程もしられけりいたまもりくる月の光にしのはるゝ小倉の山に庵しめて哀れ今宵の月を見たましをしまるゝ秋の名におふ月影に小夜も半の鐘ひゞくなり

一、金匱異書等の目錄

表御納戸奉行へ御預置の、金匱異書廣福及本朝の名蹟等、定家、文